

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たる翌日がとる)

告

示

鳥取県告示第千百六十七号

鳥取県農調整あつ旋要綱（昭和三十七年三月鳥取県告示第百三十一号）
は、昭和六十年十二月二十日限り廃止する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◆ 告 示 鳥取県農調整あつ旋要綱の廃止
- 臨時種畜検査の実施
- 鶏等の移入の禁止
- 鶏等の移入の禁止の解除
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（三件）
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 保安林の指定の解除
- 保安林の指定の解除予定（二件）
- 遊技機の型式の認定
- 准看護婦試験の実施
- 公 告
- 毒物劇物取扱者試験の合格者
- ふぐ処理師試験等の実施
- 昭和六十年六月鳥取県告示第六百二十八号中訂正

鳥取県告示第千百六十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日	検査場所	家畜の種類
昭和六十一年一月十七日 午後一時から	東伯郡赤崎町大字松谷六〇六 鳥取県種畜場	牛

昭和六十一年十二月二十日

鳥取県告示第千百七十一号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十一年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

境港市渡町二二二五渡農業協同組合が行う土地改良事業に係る東森岡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

和歌山県の区域

鳥取県告示第千百七十号

昭和六十一年十一月鳥取県告示第千七十号（鶏等の移入の禁止について）は、廃止する。

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 換地計画書の写し
 - 三 縦覧に供する期間
- 昭和六十一年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百七十二号

境港市渡町二二二五渡農業協同組合が行う土地改良事業に係る下大沢地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十日

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西尾邑

鳥取県告示第千百七十三号

溝口町が行う土地改良事業（農林業地域改善奨励事業三部一団地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

一
総覽に供する書類

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月二十一日から二十日間

三　縦覧に供する場所

四
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

縱覽期

鳥取県告示第千百七十四号

日南町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業奥粟谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 三 縦覧に供する期間
 - 四 縦覧に供する場所
- 日南町役場

昭和六十年十二月二十日

鳥取県告示第千百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）上萩山地区区画整理）を昭和六十年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良

鳥取県告示第千百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（下西谷）地区農業用用排水）を昭和六十年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（上西谷）地区農道整備）を昭和六十年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（小原）地区農道整備）を昭和六十年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第千百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（大谷）地区農道整備）を昭和六十年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第千百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（地域改善）猪子原地区区画整理）を昭和六十年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百八十二号

赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）船上山地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百八十三号

赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）船上山地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百八十四号

江府町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業美用地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業大内地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年十二月二十一日から二十日間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年十二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六の一（次の図に示す部分に限る。）

三 解除の理由

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解説の項目

下水道事業用地とするため

(**〔次の図〕**は省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県知事 西尾邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字大石字南畠八一二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畠字サコノ平七二五の五一、七二五の五二

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

鳥取県知事 西尾邑

· 次

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日 時 昭和六十年十二月二十一日（土）午前十一時十五分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議 題

1 昭和六十一年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

2 その他

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第八十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年度国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型	製造業者名
ぱちんこ遊技機	スーパーサッカー	
	ビッグランド	
	ラッキーポイント	
スパークーラボーIII		株式会社ニューイン
ジャパンケンスペシャル		平和工業株式会社
ビッグドンーア		有限会社銀座
		豊丸産業株式会社
ハイアップ	クーガー	大東音響株式会社
株式会社タヨー		

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、
鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和60年12月20日

昭和60年12月20日
鳥取県知事 西 尾 邑 次
りである。
昭和60年12月10日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとお

- | | |
|-----------------|---------------|
| 報 公 告 取 締 金 曜 日 | 鳥取県知事 西 尾 邑 次 |
|-----------------|---------------|
- 1 試験の日時
昭和61年 2月 27日（木）午前10時から午後3時まで
 - 2 試験会場
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
 - 3 受験願書の提出期間
昭和61年1月13日（月）から同月20日（月）まで（郵送の場合は、昭和61年1月20日（月）までの消印のあるものは、有効とする。）
 - 4 その他
受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話0857-26-7190）へ問い合わせること。

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者	
高 藤 芳 彦	佐 伯 康 夫
大 谷 森 一 郎	瀧 村 秀 雄
日 下 部 規 幸	内 升 史 子
藤 原 光 義	羽 浩 清 美
中 村 勝 徳	谷 口 善 德
福 毛 豊 篓	石 井 勝 一
岩 本 洋 士	小 榛 憲 浩
野 川 由 美	小 浜 雅 司
今 井 聰 子	秋 山 佳 代 子
本 庄 恭 孝	福 井 清 美
齊 藤 明 男	竹 谷 政 雄
山 口 刚	岩 垣 美 幸
松 井 一 博	池 口 克 美
森 統	中 西 英 一
杉 原 晋 也	佐 伯 雅 夫
貝 谷 睦 生	
中 村 智 実	
奥 田 真 也	
植 田 繁 夫	
安 住 滋 树	
前 田 早 苗	
西 田 泰 延	
中 浜 真 由 美	
玉 木 万 里 恵	
杉 嘉 美 代 子	
岩 本 員 子	
高 森 樹 義	
安 井 隆 志	
森 本 和 彦	
福 田 富 夫	
遠 藤 俊 寛	

昭和60年12月20日曜金

鳥取県公認

- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者
中 村 功 矢 野 勇
- ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。
- 4 試験科目
- 昭和60年12月20日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 1 試験期日
- (1) 学科試験
昭和61年1月24日（金）10時から12時まで
- (2) 実地試験
昭和61年1月24日（金）13時から
- 2 試験場所
- (1) 学科試験
倉吉市東巣城町2番地 鳥取県中部総合事務所
- (2) 実地試験
倉吉市東巣城町2番地 鳥取県倉吉保健所
- 3 受験資格
- (1) ふぐ処理師試験
昭和61年1月24日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの
- (2) ふぐ調理師試験
調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- 4 試験科目
- (1) ふぐ処理師試験
ア 衛生関係法規
イ 公衆衛生学
ウ 食品衛生学
- (2) ふぐ調理師試験
ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）
- 5 受験手続
- (1) 提出書類
ア ふぐ処理師試験
(ア) 受験願書
(イ) 履歴書
(ウ) 戸籍謄本又は戸籍抄本
(エ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）

昭和60年12月20日 金曜日

報公県取鳥

- (オ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健所）をいう。以下同じ。）の長の証明書
- イ ふぐ調理師試験
- (ア) 受験願書
- (イ) 履歴書
- (ウ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
- (エ) 調理師免許証の写し
- (2) 受験願書の提出先
所轄保健所に提出すること。
- (3) 受験願書の提出期間
昭和61年1月6日（月）から同月8日（水）まで
- 6 試験手数料及びその納付方法
- (1) 試験手数料 5,000円（実地試験に用いるフグの代金は含まない。）
- (2) 納付方法
ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
イ 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験当日の携行品
- (1) 学科試験
- (2) 実地試験
受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの
- 8 合格者の発表

昭和61年2月12日（水）に所轄保健所に掲示する。

9 その他
詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

昭和六十一年六月鳥取県知事第六百一十八号（豚森林の指定予定について）
由次箇所に記つがおいたので、記す。
正月四日八月廿八日
正月四日八月廿八日
正月四日八月廿八日